

○国立大学法人埼玉大学教養学部—大学院人文社会科学研究科 学士・博士前期5年一貫コース規程

〔平成29年4月21日
規則第2号〕

改正 平成30. 2. 16 29規則52

(趣旨)

第1条 この規程は、教養学部学生が国立大学法人埼玉大学学則第47条の2の規定により早期卒業し、引き続き大学院人文社会科学研究科博士前期課程に進学する場合の「学士・博士前期5年一貫コース」(以下「5年一貫コース」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 5年一貫コースは、学士課程と博士前期課程を連結させた5年一貫の高等教育を行うことで、グローバルな知識社会に対応できる高度な専門性を有した意欲ある人文社会科学系人材を養成し、学部在籍の比較的早い段階から修士学位取得を視野に入れた密度の濃い教育カリキュラムを課し、5年間で学士学位及び修士学位を取得することを目的とする。

(出願資格)

第3条 5年一貫コースへの出願資格は次のとおりとする。

- (1) 教養学部_に在籍する2年生以上の学生(ただし、3年次編入生・転学部生は除く)で、大学院人文社会科学研究科博士前期課程への進学を希望する者
- (2) 申請時(2年次終了時または3年第2学期終了時)における成績(積算GPA)が、3.10以上の者
- (3) 指導教員からの推薦が得られる学生

(出願手続)

第4条 5年一貫コースへ参加を希望する学生は、教養学部の指定する書類を、所定の期日までに学部長に提出するものとする。

(選考)

第5条 5年一貫コースへ参加する学生(以下「コース学生」という。)の選考は、書類審査・面接の上、教授会の議を経て学部長が行う。

(受入人数)

第6条 コース学生の受入人数は、若干名とする。

(内定)

第7条 コース学生は、4年次第2学期に実施される試験(面接)を受験して合格し、且つ第2学期終了時に卒業に必要な単位を修得した場合に大学院人文社会科学研究科博士前期課程への進学を認めるものとする。

(大学院科目の履修)

第 8 条 コース学生は、大学院科目の早期取得を目指すため、国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科の科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は学部卒業要件には含まれない。

(大学院履修科目の認定)

第 9 条 コース学生が前条第 1 項の規定に従い修得した単位はコース学生が大学院人文社会科学研究科博士前期課程に進学した際に国立大学法人埼玉大学大学院学則第 27 条及び国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科規程第 12 条の規定により、入学前の既修得単位として 10 単位を限度に修了に必要な単位として認定するものとする。

(博士前期課程の修業年限)

第 10 条 コース学生の大学院人文社会科学研究科博士前期課程における標準修業年限については、国立大学法人埼玉大学人文社会科学研究科規程第 9 条第 1 項ただし書に定めるとおりとする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、5 年一貫コースの実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30. 2. 16 29 規則 52)

この規程は、平成 30 年 2 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。